**平成３０年（フ）第３０号**
山梨県甲府市上石田１丁目12番20号　プラッツカミイシダ201
債務者　神山　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第７号**
長野県塩尻市大字宗賀71番地354　ハイツ神戸Ａ101
債務者　丸山　　昇
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成３０年（フ）第６号**
大津市滋賀里４丁目１番７号　カサフレスコⅠ125
債務者　山本　幸恵
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第９号**
滋賀県甲賀市水口町下山693番地285
債務者　島田　　渉
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第１０号**
滋賀県甲賀市水口町下山693番地285
債務者　島田貴美子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第１７号**
大津市唐橋町７番40―501号
債務者　鐵穴　伸二（旧姓荒谷）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第１９号**
大津市中庄１丁目10番20号　瓦ケ浜ビル２―Ｂ、前住所大津市におの浜２丁目２番５―505号
債務者　清水　秀男
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第２３号**
滋賀県草津市野路東３丁目４番45―404号
ブエナビスタ南草津
債務者　丹羽　広幸
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第２４号**
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目10番23号
債務者　下元　香枝
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第２３号**
兵庫県姫路市船津町3263番地　ふれあいの郷養護老人ホーム、申立時の住所兵庫県姫路市豊沢町215番地　新明和荘２号
債務者　伊藤　廣子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第２５号**
兵庫県加古郡稲美町下草谷401番地の62
債務者　井澤　典子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第２６号**
兵庫県加古郡稲美町国岡１丁目147番地
債務者　柚木崎和也
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第２８号**
兵庫県加古川市野口町良野1031番地の４　セラヴィＡ―102号
債務者　柴田　茂雄
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第３４号**
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中３丁目18番地
債務者　大和八重美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第１号**
鳥取県米子市三本松１丁目７番35号、前住所埼玉県東松山市箭弓町２丁目８番17号
債務者　加藤　智哉
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第２９５号**
愛媛県松山市久万ノ台489番地
債務者　生峰　告男
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所民事部